

横芝光町農業委員会2月第10回定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月5日(木) 午後4時～午後4時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第1・2会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 7 番 伊藤 仁

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主査	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和7年度第8次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和8年2月第10回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐藤町長よりごあいさつ申し上げます。</p>
町 長	<p>(町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。佐藤町長につきましては、この後公務のためここで退室します。</p> <p>本日は、7番 伊藤 仁委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>1番 市原 裕委員、11番 平山 和浩委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主査をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決</p>

定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和8年2月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

今回の3条の許可申請は、3件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、鳥喰上字宮ノ前の田2筆、6, 110㎡です。位置図は、2ページ、3ページです。農地を相続したが農地を処分したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

2件目の申請地は、目篠字鉢田の畑2筆、950㎡です。位置図は、4ページ、5ページです。農地を相続したが農地を処分したい譲渡人から、自宅の隣接地で家庭菜園をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、ネギの作付けを予定しています。

3件目の申請地は、於幾字西田の田2筆 1, 110㎡です、位置図は、6ページ、7ページです。農地を相続したが農地を処分したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しています。申請のありました件につきましては、譲受人の機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。以上、議案第1号の説明でございます。

議長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1番

1番 市原です。相続した農地を処分したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番

11番 平山です。相続した農地を処分したい譲渡人から、自宅の隣接地で家庭菜園をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではねぎの作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番

9番 實川です。相続した農地を処分したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、3件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたし

ました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和8年2月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

今回の第5条の許可申請は1件、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑2筆、479㎡です。譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。用途は、一般専用住宅で、所有権移転による転用申請です。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。申請地は、〇〇〇から南西へ1.1kmの位置にあります。この場所は都市計画法上の用途地域に指定されており、「第2種住居地域」に該当します。市街化が進んでいる地域として、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。本人に申請理由を確認したところ、勤務先に近い場所で住居の所有を考えており、適地を探していたところ本申請地がスーパーや銀行にも近く生活の利便性が高いため、選定したとのことでした。住宅建築面積は107㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。土地改良関係については、両総土地改良区の受益地外です。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、町道を横断し両総土地改良区管理の排水路へ放流する計画で、排水の同意を得ています。隣接農地所有者へは譲渡人から事業内容の説明を行っており、意見はありませんでした。転用期間は令和8年4月30日から令和8年10月31日までを予定しております。建設費等は融資会社からの融資により賄う予定であり、事前審査結果通知書により必要な資金を確保していることを確認しました。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

議案第2号について、担当委員の説明を求めます。

6番

6番 若梅です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われてお

	<p>m²。</p> <p>なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件や、農作業の常時従事日数を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。議案3号につきましては、1件目から6件目までありますが、耕作者が同一でありますので一括して審議いたします。</p> <p>議案第3号についての質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第3号についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和7年第10回農業委員会定例総会を閉会します。</p>